

王寺町再生資源集団回収助成金交付要綱

(平成 18 年 3 月 20 日告示第 11 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、再生利用可能な一般廃棄物の集団回収活動を自主的に行う団体に対し助成金を交付することにより、その活動の活性化を図り、一般廃棄物の減量及び資源の再利用を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 助成金の交付を受けることができるものは、一般廃棄物（以下「資源」という。）の集団回収を年 6 回以上実施している団体とする。

(団体の登録)

第 3 条 前条に規定する団体で助成金の交付を受けようとするものは、あらかじめ王寺町再生資源集団回収団体登録申請書（様式第 1 号）及び口座振込依頼書（様式第 2 号）を毎年度 4 月 1 日から 7 月末日までに町長に提出し、登録をしなければならない。

(助成金の額及び対象品目)

第 4 条 前条の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）に交付する助成金の額及び対象品目は、それぞれ次に掲げる額及び品目とする。ただし、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- (1) 登録団体 集団回収した資源の重量 1 キログラムにつき 5 円
新聞、雑誌、段ボール、紙パック、古布、アルミ缶、その他

(助成金の交付申請及び実績報告)

第 5 条 登録団体は、助成金の交付を受けようとするときは、王寺町再生資源集団回収実績報告書兼助成金交付申請書（様式第 3 号）を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期に町長に提出しなければならない。

- (1) 3 月から 8 月までの回収分 9 月 1 日から同月 10 日まで
(2) 9 月から翌年の 2 月までの回収分 3 月 1 日から同月 10 日まで

2 前項の場合において、登録団体は、町指定の仕入伝票（様式第 4 号）を添え町長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第 6 条 町長は、前条の規定により助成金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金を交付する。

2 町長は、前項の申請に基づき助成金を交付するときは、登録団体に対し再生資源集団回収助成金交付決定通知書（様式第 5 号）により通知する。

(登録団体の義務)

第7条 登録団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 資源の集団回収活動を中止したとき。
- (2) 名称又は代表者の氏名等を変更したとき。
- (3) 助成金の振込口座を変更したとき。(様式第6号)
- (4) 回収を依頼する業者を変更したとき。

(助成金の返還及び登録抹消)

第8条 町長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた登録団体があるときは、助成金の全部又は一部を返還させ、登録を抹消することができる。

(回収業者の公表)

第9条 町長は、この要綱に基づく事業の円滑な推進を図るため、回収業者の公表を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。